

平成18年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年12月14日（木曜日）午前10時開議

議案上程・議案審議（説明）

- 第 1 報告第20号 専決処分事項の報告について
- 第 2 議案第71号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第 3 議案第72号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第 4 議案第73号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 第 5 議案第74号 美郷町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 第 6 議案第75号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第76号 指定管理者の指定について
- 第 8 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第78号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第80号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第12 議案第81号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第13 議案第82号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第14 議案第83号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第15 議案第84号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良 勝 君	6番	中村 利 昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑 雄 君	12番	熊谷 良 夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊 二 君
15番	泉 繁 夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正 治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	澁谷 喜 一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正 彦 君
税務課長	藤原 茂 夫 君	住民生活課長	鈴木 四 郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明 則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民 一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	照井 智 則 君	商工観光課長	小林 宏 和 君
建設課長	照井 一 夫 君	国体準備室長	澁谷 陽 嗣 君
出納室長	深澤 章 一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英 世 君	教育委員長	清水 猛 君
学務課長	高橋 薫 君	社会教育課長	泉谷 隆 雄 君
幼児教育課長	鈴木 隆 君		

職務のため出席した者の職氏名

参 事 渋谷 新一
主 任 武田 浩之

上 席 主 査 後 藤 貞 江

◎開議の宣告

- 議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。
本日の議事日程はお手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎報告第20号の上程、説明

- 議長（伊藤福章君） 日程第1、報告第20号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。
報告を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

- 議長（伊藤福章君） 報告の内容説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（深澤 廣君） 報告第20号についてご説明いたします。

事故の概要でございますが、9月30日に通園バスが六郷保育園前で園児をおろすために停車しようとした際、とまっていた軽自動車に接触し傷をつけてしまったというものでございます。

相手方ですが、_____。10月18日に3番の記載の内容で示談が成立してございます。全額加害者負担となりましたが、保険金で対応できております。

以上です。

- 議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。
-

◎議案第71号の上程、説明

- 議長（伊藤福章君） 次に、日程第2、議案第71号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

- 議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君）　ご説明申し上げます。

高齢化が進みまして今後、医療費の増大が見込まれるために、これら後期高齢者の医療制度運営につきましては財政の安定化を図る必要がございます。これらをかんがみまして県内全町村が加入する秋田県後期高齢者医療広域連合を設置し運営に当たりたく、地方自治法第 291条の11の規定によりまして提案するものでございます。

以上でございます。

それから、別紙をお願いいたします。

規約の案でございます。

広域連合の名称でございます。第 1 条の名称は「秋田県後期高齢者医療広域連合」というと。

それから、第 2 条でございますけれども、広域連合を組織する地方公共団体 ―― 秋田県内の全市町村をもって組織すると。

それから、第 3 条につきましては、広域連合の区域。

それから、第 4 条につきましては、広域連合の処理する事務。

それから、第 5 条につきましては、広域計画の項目。

それから、第 6 条につきましては、広域連合の事務所でございます。事務所は秋田市内に置く。

それから、広域連合の議会の組織でございます、第 7 条にあります。

次のページ、お願いいたします。

市長 6 人、それから町村長は 6 人、それから市議会議員 6 人、町村議会議員が 6 人。

第 8 条につきましては、連合の議員の選挙の方法について定めてございます。

それから、第 9 条は任期を定めてございます。

それから、第 10 条につきましては、広域連合の議会の議長及び副議長について定めてございます。

それから、第 11 条につきましては、執行機関の組織でございます。広域連合につきましては、広域連合長 1 人、それから副広域連合長が 2 人となっております。

それから、3 項につきましては、広域連合長及び副広域連合長は広域連合議員と兼ねることができないというふうなうたっております。

それから、広域連合の執行機関の選任の方法、それから執行機関の任期、それから第 17 条には広域連合の経費の支弁の方法について定めてございます。その 2 項につきましては、負担金の額等について定めてございます。

施行の期日でございます。

この規約は、平成19年2月1日から施行すると定めてございます。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定につきましては、平成19年4月1日から施行するということになってございます。

それから、経過措置でございます。

平成20年3月31日までの間は第4条に規定する事務の準備行為を行うものとするとなつてございます。

それから、3項につきましては、広域連合の設立後、初めて行う広域連合長の選挙等に定めてございます。

それから、5項につきましては、経費の負担について定めてございます。

今回、提示しました設置の規約につきましては議決をいただいた後、1月に知事に設立の申請をいたしまして、1月中に認可を受けて、その後、スケジュールどおりの遂行を考えてございますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第3、議案第72号 秋田県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されまして、同日から施行されたことに伴いまして秋田県市町村総合事務組合の規約を改める必要があるため、組合格約の変更に關する關係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

別紙をごらんいただきたいと思ひます。

秋田県市町村総合事務組合の規約の一部を次のように変更するものでございます。

別表第2第2項下欄第2号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に。この部分につきましては、非常勤消防団員に係る損害補償に関することを定めているものでございます。

それから、「第15条の8」を「第25条」に改める。こちらにつきましては、非常備消防団員に係る退職報償金に関することについて定めているものでございます。いずれも内容の変更はなく、条番号が繰り下がったものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第4、議案第73号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

一部事務組合は、規約を変更する場合、構成団体との協議を必要としますが、構成団体である地方公共団体は、この協議について議会の議決を必要とします。以上のことから、このたび別紙の内容のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、合併により町村数が減少しているため町村長の互選による議員を「11人」から「6人」とし、5人減じること。

それから、「助役及び収入役」とあるのを「副管理者」に改めることとさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第5、議案第74号 美郷町長期継続契約を締結することができ

る契約に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

地方公共団体が将来にわたる債務を負担する場合には、債務負担行為として定めることとなりますが、法律により電気や水の供給、それから不動産の貸し借りなどは債務負担行為でなくてもよいことになってございます。このたび地方自治法の一部が改正されまして、条例で定めればこの範囲を拡大できるようになりました。このことによりまして、別紙の2条にありますように「物品の借り入れ」、それから「役務の提供」を対象にしたいというものでございます。

以上です。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第6、議案第75号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(深澤 廣君) ご説明いたします。

今回の一部改正は、人事院規則の改正にあわせたもので内容的には二つございます。資料集の4ページをごらんいただきたいと思います。

職員の休息時間の廃止についてでございますが、これは民間会社で休息時間をとっているところはほとんどなくなっているために均衡を保つということで廃止されてございます。それで、現行の休息時間帯でございますが、10時から5分間、それから12時から15分間、3時から10分間、つごう30分の休息時間をとってございます。これを全廃しまして、改正後にありますように昼休みの休憩時間45分のみという取り扱いになります。

それから、もう一つは、早出、遅出勤務の措置ということでございます。資料集の2ページを

ごらんいただきたいと思います。

2ページに新旧両方を掲載してございますが、左側の新の2行目、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務に関する条項が、このたび新規に制定するものでございます。内容でございますが、条文の後にあります(1)から(3)に該当する場合は、出勤時間を早くしたり遅くしたりすることを公務に支障がなければ認めるというものでございます。

この条例は、平成19年1月1日から施行したいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第7、議案第76号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小林宏和君） ご説明申し上げます。

美郷町公の施設における指定管理の手続等に関する条例に基づき、指定管理者を11月1日から20日まで公募をいたしました。応募団体は2社ございまして、美郷町六郷東根の有限会社あつたか山と東京都新宿区西新宿太平ビルサービス株式会社、以上でございます。

先日の12月5日の指定管理者選定委員会におきまして、申請内容を審査の結果、有限会社あつたか山が指定管理者の候補者として選定されました。指定期間は3年とし、自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第8、議案第77号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(小林宏和君) ご説明申し上げます。

美郷町公の施設における指定管理の手續等に関する条例に基づきまして指定管理者を公募いたしております。応募団体は2社でございます。美郷町金沢東根の千畑ヘルス観光株式会社、もう一社は東京都北区王子の株式会社サン・アメニティーでございます。

去る12月5日、指定管理者選定委員会におきまして申請内容を審査の結果、千畑ヘルス観光株式会社が指定管理者の候補者として選定されました。指定期間は3年といたしまして、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第9、議案第78号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

(参事朗読)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(小林宏和君) ご説明申し上げます。

千畑生産物直売所は議案第77号の公の施設5施設と近接としてございます。さらに、相乗効果を高めるため指定管理者を一括して公募いたしました。議案第77号と同様に千畑ヘルス観光株式会社が指定管理者の候補として選定されましたので、指定期間は3年とし、自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長(伊藤福章君) 説明が終わりました。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第10、議案第79号 指定管理者の指定についてを上程いたします。
議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） ご説明いたします。

美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の規定により、11月1日から20日までの間、施設の指定管理者を募集したところ1社から応募がございました。これを受けまして12月5日、指定管理者選考委員会を開催し申請内容を詳細に検討し、指定管理者としまして千畑ヘルス観光株式会社を候補者として選定してございます。指定の期間は1年間でございます。

これによりまして地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第11、議案第80号 平成18年度美郷町一般会計補正予算第5号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） それでは、内容のご説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、廃止とあります26件につきましては、利子軽減のために借りかえたものでございます。上段、追加の二つ目に附帯県営かんがい排水整備事業とございますが、これが借りかえ後となります。

9ページをお願いします。

歳入についてご説明いたします。

9款1項1目1節の普通交付税でございますが、今回の補正の財源として5,778万1,000円を充当いたします。

13款1項1目2節の障害者福祉負担金でございますが、10月から障害者自立支援法が施行されております。この施行に伴い支援費の種別が再編されたこと、4月から9月までの事業、また10月からの事業については負担金や補助金の名称が変更になること、以上の理由により歳入の名称及び歳出の細目を新設して予算の組み替えを行ったものでございます。3節の保育所運営費負担金でございますが、これは保育園児4名分の広域入所に伴う負担金でございます。3目1節の公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、9月に補正措置いたしました凍上災害復旧費の積算単価の更正などにより増額となっております。

2項2目1節の障害者福祉補助金でございますが、先ほどご説明しました10月から障害者自立支援法の施行に伴う予算の組み替えでございます。

10ページをお願いいたします。

14款1項1目2節の障害者福祉費負担金でございますが、これも障害者自立支援法の施行に伴う組み替えでございます。次、3節の保育所運営費負担金でございますが、保育園児4名分の広域入所に伴う負担金でございます。

2項2目1節の障害者福祉費補助金でございますが、これも障害者自立支援法の施行に伴う組み替えでございます。5目1節の一つ目、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金でございますが、これは9月補正後の確定分でございます。二つ目の地域でつくる水田農業支援事業費補助金でございますが、これは交付額の確定による減額でございます。三つ目の農地利用集積対策事業費補助金でございますが、認定農業者への利用集積を加速的に進めるために認定農業者が経営規模の拡大を行う場合、促進費を交付し規模拡大に伴う負担金を軽減されることを目的としたもので、対象は旧千畑町の三井寺生産組合でございます。

3項1目1節の字境変更事務交付金でございますが、これは権限移譲による事務取扱交付金でございます。それから、一つ飛びまして5節の秋田県議会議員一般選挙費委託金でございますが、これは選挙に要する経費の追加交付分でございます。5目1節の土木総務費委託金でございますが、これは四つとも権限移譲による事務取扱交付金でございます。

19款5項5目1節の秋田県市町村振興協会交付金でございますが、これは宝くじの売上金を財源とした助成金で、使い道は地域振興のために使いなさいということになってございます。

それから、20款1項の町債でございますが、1目の総務債は県の市町村振興資金への申し込みが多いため、財源に不足を来したため変更するものでございます。以下、2目の農林水産業債が

ら9目の民生債まで額の確定、または一般財源の充当などにより増減するものでございます。

13ページ、お願いします。

次に、歳出をご説明いたします。

2款1項1目11節の修繕料でございますが、町長専用車が年数の経過により随所に傷などが見られるためコーティングを施すものでございます。5目13節の運転代行委託料でございますが、町有バスの運転委託料に不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。11目3節の時間外勤務手当でございますが、これは先日行われましたバドミントン競技のリハーサル大会に出席した職員分でございます。

2項2目13節の電算処理委託料でございますが、町税の申告用データ作成委託料でございます。

4項3目の秋田県議会議員一般選挙費でございますが、選挙執行経費の追加交付がありましたので、予算を組み替えして選挙関係備品の購入に充てるものでございます。18節の機械器具費ですが、レーザープリンター、これは入場券の印刷に使います。それから、シートカッター、これは入場券をはがき大に切断するための機械です。そのほかにパソコン1台を予定してございます。

次のページをお願いします。

3款1項2目20節の扶助費でございますが、これは障害者自立支援法の施行に伴う組み替えでございます。4目13節の電算処理委託料でございますが、来年4月から秋田県国保連の電算システムが新たなシステムに変更されます。それに要する経費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、後期高齢者医療は20年4月から秋田県全体で取り組むこととなりますので、その準備に要する経費でございます。

2項4目13節の一つ目、給食調理業務委託料でございますが、これは六郷及び仙南給食協会の解散に伴う18年分の消費税が主なものでございます。次の保育業務委託料でございますが、保育園児4名分の広域入所に伴う委託料でございます。

次のページをお願いします。

6款1項2目7節の事務補助員賃金でございますが、来年4月からスタートする農地・水環境保全対策事業にかかわる農地データ入力のための臨時雇用分でございます。3目19節の一つ目、地域でつくる水田農業支援事業費補助金でございますが、これは額の確定による減額でございます。二つ目の特定農業団体育成事業費補助金でございますが、来年4月からスタートする新たな経営安定対策に対応するため、集落営農組織を立ち上げた場合の組織に対する助成金でございます。それから、三つ目の夢プラン応援事業費補助金でございますが、これは9月補正以降の確定分でございます。それから、一つ飛んで農地流動化推進事業費補助金でございますが、歳入でこ

説明しました農地の利用集積に対する三井寺生産組合への補助金でございます。一つ飛びまして5目農村整備費の7節、8節、12節でございますが、これは今後、支出が見込まれないために減額するものでございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、負担金や事業費の確定による減額でございます。6目7節の賃金でございますが、一つ目の事務補助員賃金でございますが、これは固定資産にかかわるデータ入力のための臨時雇用分となります。その上の共済費は、それにかかわる社会保険料となります。

次のページをお願いします。

7款1項4目温泉施設費ですが、11節と19節はいずれも湯とびあ雁の里温泉にかかわるものでございます。11節の一つ目、燃料費でございますが、これは灯油代となります。

8款2項3目の道路新設改良費でございますが、この目はいずれも赤城扇田線の新設改良にかかわるものでございます。17節は美郷交番内の土地購入費、22節は同じ交番内の塀の補償費でございますが、いずれも19年度扱いとなりましたので、その分を15節の道路の延長工事に充てるものでございます。

次のページをお願いします。

9款1項3目11節の消耗品費でございますが、六郷地区の防火水道管の緊急事態に対応出来るよう特殊継ぎ手やソケットなどを常備しておくために購入するものでございます。

二つ飛びまして3項1目19節の生徒派遣費等補助金でございますが、六郷中学校のマーチングが全国大会に出場する経費でございます。

4項1目13節の給食調理業務委託料でございますが、六郷及び仙南給食協会の解散に伴う18年分の消費税が主なものでございます。

5項1目の8節から次のページの19節までは、事業が終了したことにより今後、支出が見込まれないのに減額するものでございます。

18ページの4目11節の修繕料でございますが、これは仙南公民館の消防施設及び観覧席の修繕料でございます。それから、18節の庁用器具費でございますが、これも仙南公民館の消火器の更新、16台分でございます。

6項3目11節の消耗品費でございますが、来年4月から六郷給食センターが廃止になる分を千畑及び仙南給食センターで対応することになりますが、弁当箱等ふえた分に要する経費でございます。それから燃料費ですが、三つの給食センターにかかわる灯油、重油等の単価上昇分によるものでございます。それから修繕料でございますが、千畑給食センターにおけるボイラーの部品腐食、それから仙南給食センターの生ごみ処理機の腐食等の修繕費でございます。それから、13

節給食業務委託料でございますが、六郷及び仙南給食協会の解散に伴う平成18年分の消費税分でございます。それから、15節電気設備撤去工事でございますが、六郷給食センターの廃止に伴う撤去費用でございます。

11款2項1目11節と15節ともに、歳入でご説明いたしました凍上災害復旧費が積算単価の更正等により増額となったものでございます。

12款1項1目23節の償還元金でございますが、18年度分を17年度に繰り上げ償還しているための減額が主なものでございます。2目23節の一つ目、償還金利子でございますが、17年度分として借り入れした地方債の利子が確定したことによりまして今、計上してございます。それから、二つ目の一時借入金利子でございますが、今年度の一時借入金は今後、予定しておりませんので減額するものでございます。それから、三つ目の繰かえ運用利子でございますが、基金の繰かえ運用にかかわる利子ということになります。

以上です。（「6ページの第3表は……」の声あり）失礼しました。6ページの地方債の補正でございますが、今回、一般財源を充当したり変更がかかったりしてございますので、その増減後の数字を補正後に計上してございます。

以上です。失礼しました。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第12、議案第81号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございます。委託料につきまして、平成19年の4月から医療制度の改正等に伴い国保連合会のシステムが新共同電算システムに移行することになってございます。

これらに伴いまして町のシステムを変更する必要性が生じてまいりました。これらに要する費用でございます。

それから、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。これらシステムの変更等にかかります経費につきまして、特別調整交付金を計上してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第13、議案第82号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第82号についてご説明申し上げます。

7ページの歳出でございます。

1款2項1目でございます。これは六郷東部地区が供用開始になりまして、それに対応しますシステムの改造の委託料でございます。

それから、3項2目でございます。これは大坂善知鳥外川原線の工事に伴います管路の布設がえ工事でございます。

それから、2款1項2目でございます。これは平成17年度事業の確定に伴います借入金の償還金でございます。

これら財源に伴いまして6ページでございます。

5款1項1目でございます。これは一般会計からの繰入金の充当をお願いするものでございます。

それから、7款3項2目1節でございます。これは大坂地区の改良事業費からの管路の布設がえの補償金でございます。それから、2節でございます。これは消費税の確定申告に伴います収

入でございます。

今回の補正によります歳入歳出に 951万 6,000円を追加しまして、予算の総額を 4億 3,848万 8,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第 8 3 号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第14、議案第83号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 議案第83号についてご説明いたします。

6 ページの歳出をお願いいたします。

1 款 2 項 1 目の13節でございます。これは県道花巻大曲線の上下水道分の料金のシステム改造費でございます。それから、18節でございます。これはメーター機の購入費でございます。

それから、2 款 1 項 1 目、2 目につきましては、17年度事業の確定に伴います借入金の償還金でございます。

これに対します歳入でございます。5 ページでございます。

4 款 1 項 1 目でございます。238万 6,000円を一般会計の方から充当するというものでございます。

それから、6 款 3 項 1 目でございます。これは確定申告が確定しまして収入となったものでございます。

今回の補正によります歳入歳出に 474万 9,000円を追加しまして、総額を 3億 8,491万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第15、議案第84号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。参事。

（参事朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井一夫君） ご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款2項1目でございます。これは新規加入者1件の工事費分を計上してございます。

それから、2款1項1目、2目につきましては、17年度事業の確定に伴います借入金の償還でございます。

この財源でございますが、6ページでございます。

1款1項1目でございます。これは新規加入者1件分の負担金でございます。

それから、4款1項1目でございます。これは一般会計からの繰入金の充当を願うものでございます。

今回の補正によります歳入歳出に500万4,000円を追加しまして、総額を2億1,928万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時より本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時53分）